

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和4年5月12日

分任支出負担行為担当官
東北地方整備局 山形河川国道事務所長
橋本 裕樹

1. 業務概要

(1) 業務名 古口事故対策外物件調査等業務（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

(2) 業務目的

本業務は、一般国道47号古口事故対策工事外の用地取得等のために必要な物件調査等を行うものである。

(3) 業務内容

- | | |
|--------------------|------|
| ・建物調査算定 | 1棟 |
| ・建物等の残地移転要件の該当性の検討 | 2権利者 |
| ・機械設備調査算定 | 1事業所 |
| ・営業調査算定 | 2事業所 |
| ・建物再算定 | 3棟 |
| ・営業再調査算定 | 1事業所 |
| ・本業務の主たる業務は物件部門 | |

(4) 履行期間 契約締結日の翌日～令和4年11月7日

(5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が500万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

さらに、本業務は、予定価格が500万円を超え1,000万円以下の場合、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

(6) 本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

(7) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官等の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

(8) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2. 競争参加者に必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

- a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b) 参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- f) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 指名競争入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

(3) 参加表明書の提出者に対する要件

1) 誓約書と参加表明書を同時に提出した者。

2) 補償コンサルタント登録

「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる物件部門、営業補償・特殊補償部門及び機械工作物部門の登録を受けていること。

3) 本店、支店又は営業所の所在地

東北地方整備局管内に本店、支店又は営業所のいずれかを有していること。
本店は、一般競争参加資格登録の所在地とする。

支店、営業所は本店から入札、契約手続きに係る年間委任状を受けた支店、営業所とする。

4) 同種又は類似業務等の実績

東北地方整備局管内で国、特殊法人等、地方公共団体、又は地方公社が発注した業務で、平成24年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務、又は環境省発注の中間貯蔵施設整備事業（「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」）に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた者が実施した業務。）の実績を有すること。

なお、同種又は類似業務の実績とは、「登録規程」第2条第1項の別表に

掲げる各部門の業務及び東北地方整備局が発注した事業監理業務に係る用地部門の業務とする。

5) 実績として挙げた同種又は類似業務の業務評定点が65点以上であること。
ただし、「東北地方整備局用地関係業務成績評定要領」に基づく評定対象業務以外の業務は、この限りではない。

6) 個別入札説明書において示す、評定対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。

ただし、評定対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

7) 本業務の配置予定主任担当者又は物件部門の業務に従事する者のうち1名が一級建築士の資格を有すること。

(4) 配置予定主任担当者及び配置予定主任補助技術者に対する要件

配置予定主任担当者及び配置予定主任補助技術者に対する要件は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじを行い、落札者を決める。

(2) 総合評価の方法は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒990-9580 山形県山形市成沢西四丁目3番55号
東北地方整備局山形河川国道事務所 経理課契約係
電話：023-688-8924（内線556）

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- 1) 電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から入札執行日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(ただし、最終日は14時00分まで)。
- 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)により電子データを交付するので、
4.(1)にその旨連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限：令和4年5月30日(月) 14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式によ

る場合は持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。）（以下、「持参等」という。）により4.（1）に提出するものとする。

（4）技術提案書の提出期限等

提出期限：令和4年6月29日（水）14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により4.（1）に提出するものとする。

（5）従業員への賃金引上げ計画の表明書の提出期限等

提出期限：令和4年6月29日（水）14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により4.（1）に提出するものとする。

（6）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により4.（1）に提出するものとする。

入札期限：令和4年7月12日（火）14時00分

開札日時：令和4年7月13日（水）10時00分

5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除
- 2) 契約保証金 免除

（3）入札の無効

1) 入札期限までに、入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより電子入札システムから本業務の入札説明書及び全ての配布資料（差替・変更分含む）をダウンロードしていない者、又は契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けていない者のした入札は、無効とする。

2) 本公示に示した要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、契約担当官等により指名された者であっても、開札時に指名停止を受けている者または、2.に掲げる要件を満たしていない者、指名されるために必要な要件のない者のした入札については無効とする。

（4）手続きにおける交渉の有無 無

（5）契約書作成の要否 要

（6）関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。

（7）契約図書に定める事項に違反した行為が認められた場合には、指名停止等厳正な措置が講じられることがある。

（8）詳細は共通入札説明書及び個別入札説明書による。